

令和4年度後期分 大学院における特別授業料免除等について

この特別授業料免除制度は、本学大学院に在籍中で、学業成績等が優秀であると認められる者に対して、本人の申請に基づき、選考を行った上、**授業料の半額**を免除する制度です。

しかし、免除実施可能額の範囲内で選考しますので、適格者全員を許可することはできません。

また、前期・後期分ごとに審査しますので、申請を忘れないようにしてください。

なお、規程改正等により、この冊子の内容が変わる場合は、学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

《授業料免除等出願者の個人情報について》

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

特別授業料免除に関する問い合わせ先

学生支援課奨学厚生係 TEL 072-978-3305

(取扱時間 平日 9時～12時, 13時～17時)

授業料免除等の選考結果は、申請者全員に、12月下旬～1月上旬に本人あてに郵送します。

(1) 特別授業料免除

1 免除対象者

本学大学院に在籍している者で、学業成績等が優秀であると認められる者
ただし、次の者については選考の対象としません。

- ① 令和4年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和4年9月30日の時点で前期授業料が未納の者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

2 選考方法

研究論文、研究の成果、著作物、発明、授業科目の成績、研究又は教育に係る補助業務の実績、芸術の発表会やスポーツの競技会における成績、ボランティア活動等社会的貢献活動の実績などを評価し、総合判定に基づいて選考します。(経済的事柄は審査の対象外です。)

選考にあたっては、幅広い実績を修めている点を重視します。(授業科目の成績のみでは免除を受けることは困難です。)

本制度により免除が許可された場合は、申請学期分の授業料の半額が免除されます。

3 受付期間等

【柏原キャンパス所属学生】

申請については原則、申請書類を「持参」することとします。

令和4年9月1日(木)～10月12日(水) 9:00～16:00

受付会場 学生支援課窓口(柏原キャンパス事務局棟3階)

【天王寺キャンパス所属学生】

申請については原則、申請書類を「郵送」することとします。

令和4年10月12日(水)必着

〈郵送先〉

学生支援課奨学厚生係窓口(土・日・祝日を除く)

住所 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

☆留学中等の理由により、郵送で申請する場合は申請書類一式を封筒に入れ、朱書きで「令和4年度後期分特別授業料免除申請書類 在中」と記載し、下記住所まで特定記録もしくは簡易書留にて郵送してください。期間内必着といたします。

◆受付期限 令和4年10月12日(水)必着

〈郵送先〉

学生支援課奨学厚生係窓口(土・日・祝日を除く)

住所 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

電話 072-978-3305

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

※ 持参・郵送問わず、受付期間終了後の申請は、いかなる理由があっても認めませんので注意してください。

4 提出書類

- ① 令和4年度後期分特別授業料免除等申請書〔様式1〕
- ② 特別授業料免除等に係る推薦状（指導教員の推薦状）〔様式2〕
- ③ 特別授業料免除等に係る事情説明書〔様式3〕
- ④ 令和4年度後期分大学院における特別授業料免除業績一覧〔様式4〕

様式4は申請前に「syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp」宛てにメールで送付しておいてください。
申請時には紙ベースで提出してください。

申請書の記入については、様式1の本人氏名欄と様式2、様式3の指導教員氏名欄は自署又は記名捺印が必要です。

- ⑤ 学業成績等を証明する書類

申請するすべての業績等について、申請者自身の業績であることが確認できる証明書類を提出してください。（証明書については、後掲の「提出証明書類及び〔特に優れた業績の要旨〕の記入上の注意」〔別紙1〕の「業績を証明する書類」を参考にしてください。）

各証明書類には、特別授業料免除等申請書〔様式1〕の【教育研究活動等の業績】のどの業績の証明書類かがわかるように、右肩にア～ケのいずれかに対応する業績の種類を付してください。

外国語表記の証明書類は、和訳を添付してください。

5 申請書類作成に際しての注意事項

- (1) 令和4年度後期分特別授業料免除等申請書〔様式1〕

- ① 【授業料徴収猶予の希望の有無】

特別授業料免除の結果決定後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

授業料徴収猶予を希望する場合は、有に○をつけてください。

- ② 【教育研究活動等の業績】

今回の申請について、該当する業績の項目に○を記入してください。

なお、「教育研究活動等の業績」は、本学大学院在籍中のものに限ります。（過去、本学大学院に在籍していたことがあっても、当時の業績は適用されません。）

教育研究活動等の業績については、一度本制度で適用され、免除許可となった場合は、次回以降は同一の業績は適用されませんので、注意してください。

- ③ 【特に優れた業績の要旨】

【教育研究活動等の業績】で○を記入したすべての業績について、業績ごとの要旨を記述してください。後掲「提出証明書類及び〔特に優れた業績の要旨〕の記入上の注意」〔別紙1〕の「記入上の注意」を参考にしてください。

※業績の要旨に記述があっても、それを証明する書類が提出されなかった場合は、その業績は審査の対象外となります。

- (2) 特別授業料免除等に係る推薦状（指導教員の推薦状）〔様式2〕

申請者の本学大学院在籍中の研究活動、論文及び社会貢献活動等について客観的な評価を求め、特に優れた業績による授業料免除の推薦理由を記述してもらってください。ただし、経済的な面の困窮状況は審査の対象外であることを指導教員にご留意いただいた上で記述してもらってください。

- (3) 特別授業料免除等に係る事情説明書〔様式3〕

下記の場合に提出してください。

- ① 業績オのうち国家資格以外の資格試験又は採用試験に合格した場合
- ② 業績カのうち委嘱状のない学外教育補助業務に携わった場合
- ③ 業績ケのうち委嘱状のないボランティアに携わった場合

後掲「提出証明書類及び〔特に優れた業績の要旨〕の記入上の注意」〔別紙1〕の「記入上の注意」に基づき、指導教員に記述してもらって下さい。

6 他の授業料免除制度との併願について

- (1) 令和4年度後期分授業料免除（一般選考）との併願が可能です。
（一般選考は学力と家計評価の両方が選考の対象となります。）
- (2) 一般選考と併願した場合の取り扱いについては以下の通りです。

大学院特別免除	一般免除	最終結果
半額免除	全額免除	全額免除
	半額免除	<u>全額免除</u>
	免除不許可	半額免除
免除不許可	全額免除	全額免除
	半額免除	半額免除
	免除不許可	免除不許可

- (3) 併願希望者は、特別授業料免除及び一般選考について、必ずそれぞれの申請期間に申請してください。

7 その他

- (1) 特別授業料免除等申請者（申請書類を受理された者）については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予します。
- (2) 一度受け付けた申請書類は、いかなる事情があっても返却しません。

(2) 特別授業料徴収猶予の申請について

特別授業料免除制度で免除できる金額は各学期の半額です。授業料免除結果の決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、特別授業料免除申請と同時に特別授業料徴収猶予を申請してください。

授業料徴収猶予を希望する場合は、令和4年度後期分特別授業料免除等申請書の「授業料徴収猶予の希望有無」欄の“有”に○を付けてください。

授業料徴収猶予が許可された場合は、令和5年2月末日まで授業料の徴収が猶予されます。